

平成27年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

資 料

〔 目 次 〕

福祉用具専門相談員の資格要件について 【貸与・販売】	1
福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムの見直しについて【貸与・販売】	2
福祉用具サービス計画の作成について 【貸与・販売】	3
福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】	7
福祉用具サービス計画の実施状況の把握(モニタリング)について【貸与・販売】	8
特定福祉用具販売を行う際の留意事項について 【販売】	9
複数の福祉用具を貸与する場合の運用について 【貸与】	12
軽度者に対する福祉用具の例外給付について 【貸与】	15
車いす付属品、特殊寝台付属品の取り扱いについて【貸与】	18
介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について	19
実地指導における指摘事項について	20

福祉用具専門相談員の資格要件について 【貸与・販売】

平成27年4月1日から、福祉用具専門相談員となるための要件から**介護員養成研修修了者(介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修の修了者)**が除外され、**福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定**されました。

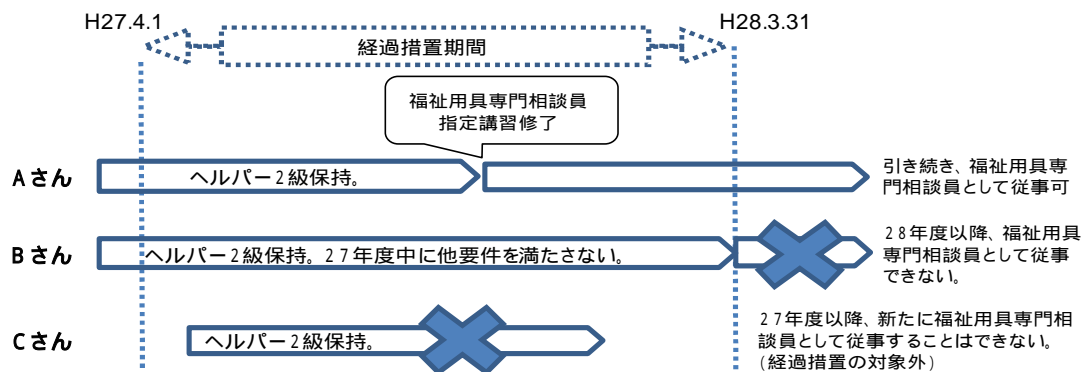
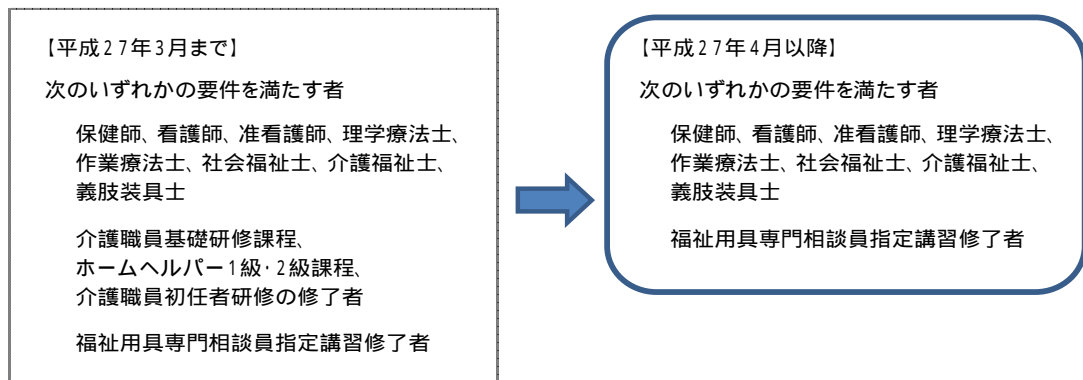
平成28年3月31日までの経過措置あり。

現在、ヘルパー資格で福祉用具専門相談員として従事しておられる方は、平成27年度中に福祉用具専門相談員指定講習を修了する等の対応が必要となります。平成28年4月1日以降は、ヘルパー資格のみで福祉用具専門相談員として従事することはできませんのでご注意ください。

また、ヘルパー資格のみを有する福祉用具専門相談員を含んだ常勤換算数が2以上に該当する事業所につきましても、経過措置後の平成28年4月1日以降の人員体制が人員基準を満たしているか改めて確認してください。

すべての福祉用具専門相談員の資格証等を原本で確認し、写しを整理・保存しておいてください。

福祉用具専門相談員となるための要件



【参考】「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」

(平成26年政令第397号)

福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムの見直しについて 【貸与・販売】

福祉用具専門相談員の更なる質の向上、専門性の確保の観点から、福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムの見直しが行われました。見直し後のカリキュラムについては福祉用具サービス計画に関する内容が追加され、平成 27 年 4 月から行われている全ての福祉用具専門相談員指定講習に適用されています。

【福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しについて】

【改正の概要 (平成 26 年厚生労働省告示第 250 号)】

- ・ **福祉用具貸与計画等に関する内容を追加する。**
- ・ 現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
- ・ 介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
- ・ 時間数については、現行の 40 時間に 10 時間を加えた、計 50 時間とする。
- ・ 学習内容の習得度を確認するため、修了評価の仕組みを設ける。

平成 27 年 3 月までに、見直し後のカリキュラムによる指定講習事業者の指定が必要

【見直し後のカリキュラム】(平成 27 年 4 月から)

科 目	時間	内 容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	1	福祉用具の役割
	1	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理
2 介護保険制度等に関する基礎知識	2	介護保険制度等の考え方と仕組み
	2	介護サービスにおける視点
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	6	からだところの理解
	2	リハビリテーション
	2	高齢者の日常生活の理解
	4	介護技術
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	2	住環境と住宅改修
	8	福祉用具の特徴
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	8	福祉用具の活用
	2	福祉用具の供給の仕組み
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5	福祉用具貸与計画等の意義と活用
	5	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成
合計	50	

福祉用具サービス計画の作成について

【貸与・販売】

この度見直しが行われた福祉用具専門相談員指定講習のカリキュラムの内容でもわかるように、福祉用具サービスがより効果的に活用され、利用者の生活の質の向上を図るためには、福祉用具サービス計画の作成が大変重要となってきます。

今後、厚生労働省より、H26.4.14付報道発表にて公表されました「福祉用具サービス計画の作成に関するガイドライン」に基づき、居宅サービス計画に沿った福祉用具サービス計画を作成し、福祉用具の提供を行ってください。

また、福祉用具サービス計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具サービス計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認し、必要に応じて変更してください。

利用者が新規で福祉用具サービスを受ける場合に限らず、福祉用具サービスに関する居宅サービス計画の変更がある場合は、その都度、変更した内容を反映させた福祉用具サービス計画を作成し、利用者又は家族に説明・同意を得て交付してください。

【ガイドラインの内容】

- ・福祉用具サービス計画を活用した福祉用具サービスの支援プロセスの標準化
- ・アセスメントを踏まえた計画作成の考え方と実施方法
- ・利用目標の達成状況の検証を中心としたモニタリングの考え方と実施方法
- ・アセスメント・計画作成・モニタリングの実施を支援するための「ふくせん様式（改訂版）」
- ・「ふくせん様式（改訂版）」の記載方法

【参考】 ガイドライン掲載ホームページ「福祉用具サービス計画作成ガイドライン」
一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html

ふくせん様式（平成26年度3月版）を次頁以降に掲載しております。

特に、計画書（利用計画）の署名欄が、「説明・同意」から「説明・同意・計画書の交付」に変更されていることにご留意ください。

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 福祉用具サービス計画書(基本情報)の様式(平成26年3月版)

ふくせん福祉用具サービス計画書(基本情報)						管理番号	
						作成日	
						福祉用具 専門相談員名	
フリガナ		性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間	
利用者名	様		M・T・S 年 月 日			~	
住所						TEL	
居宅介護支援事業所						担当ケアマネジャー	
相談内容		相談者	利用者との続柄		相談日		
ケアマネジャーとの相談記録						ケアマネジャーとの相談日	
身体状況・ADL		() 年 () 月) 現在		疾病			
身長	cm	体重	kg	麻痺・筋力低下			
寝返り	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	一部介助 できない	障害日常生活自立度			
起き上がり	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	一部介助 できない	認知症の日常生活自立度			
立ち上がり	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	一部介助 できない	特記事項			
移乗	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	介護環境			
座位	できる	自分の手で支 えればできる	支えてもらえ ればできる	家族構成 / 主介護者			
屋内歩行	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	一部介助 できない	他のサービス 利用状況			
屋外歩行	つかまらない でできる	何かにつかま ればできる	一部介助 できない	利用している 福祉用具			
移動	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	特記事項			
排泄	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	意欲・意向等			
入浴	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	利用者から確認できた			
食事	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	利用者から確認できなかった			
更衣	自立 (介助なし)	見守り等	一部介助 全介助	利用者の意欲・意向、今困っていること(福祉用具で期待することなど)			
意思の伝達	意思を他者に 伝達できる	ときどき伝達 できる	ほとんど伝達 できない	伝達できない			
視覚・聴覚							
居宅サービス計画				住環境			
利用者及び家族の生活に対する意向	利用者						
	家族						
総合的な援助方針							
		戸建		集合住宅 () 階)		(エレベーター 有 無)	
		例: 段差の有無など					

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 福祉用具サービス計画書(利用計画)の様式(平成26年3月版)

ふくせん福祉用具サービス計画書(利用計画) 管理番号

フリガナ	性別	生年月日	年齢	要介護度	認定期間
利用者名	様	M・T・S 年 月 日			~
居宅介護支援事業所				担当ケアマネジャー	

生活全般の解決すべき課題・ニーズ (福祉用具が必要な理由)		福祉用具利用目標
1		
2		
3		
4		

選定福祉用具(レンタル・販売)		
品目	単位数	選定理由
機種(型式)		

留意事項

以上、福祉用具サービス計画の内容について説明を受け、内容に同意し、計画書の交付を受けました。

日付 _____ 年 _____ 月 _____ 日 署名 _____ 印 _____

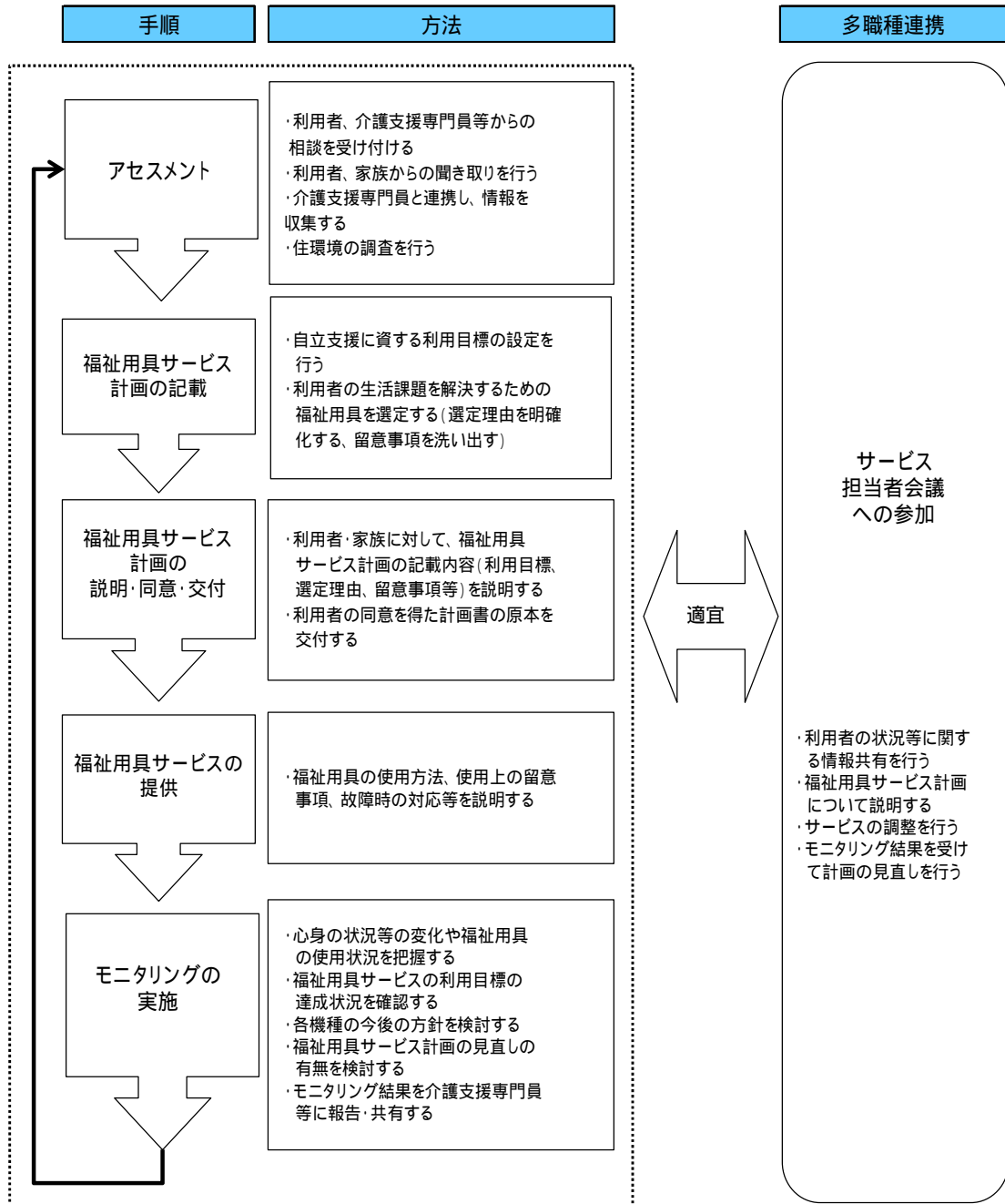
平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

ふくせん版 モニタリングシート(訪問確認書)の様式(平成26年3月版)

ふくせんモニタリングシート (訪問確認書)	管理番号				
	モニタリング実施日	年	月	日	
	前回実施日	年	月	日	
	お話を伺った人	利用者	家族	他()	
	確認手段	訪問	電話		
	事業所名				
	福祉用具専門相談員				
事業所住所					
TEL					
フリガナ		居宅介護支援事業所	担当 ケアマネジャー		
利用者氏名	様	要介護度	認定期間 ~		
福祉用具利用目標		目標達成状況			
		達成度	詳細		
1	達成				
	一部達成				
	未達成				
2	達成				
	一部達成				
	未達成				
3	達成				
	一部達成				
	未達成				
4	達成				
	一部達成				
	未達成				
利用福祉用具(品目) 機種(型式)	利用開始日	利用状況 の問題	点検結果	今後の 方針	再検討の理由等
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
		なし	問題なし	継続	
		あり	問題あり	再検討	
利用者等の変化					
身体状況・ADL の変化	なし		介護環境 (家族の状況) の変化	なし	
	あり			あり	
意欲・意向等 の変化	なし		介護環境 (サービス利用 等)・住環境 の変化	なし	
	あり			あり	
総合評価					
福祉用具 サービス 計画の 見直しの 必要性	なし				
	あり				
次回実施予定日		年	月	日	

福祉用具サービス計画作成の基本的な手順と方法について 【貸与・販売】

福祉用具サービス計画の作成の基本的な手順と方法は以下のとおりです。
状況により前後することがあります。



福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）について【貸与・販売】

平成 24 年 4 月の福祉用具サービス計画の作成の義務化とともに、福祉用具専門相談員には、福祉用具サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の実施が義務付けられました。

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画に定める計画期間の中で、定期的なモニタリングを行い、利用者の心身の状況、介護者の状況、置かれている環境の変化を把握し、利用する福祉用具を見直すことが望ましいと判断される場合等は、必要に応じて福祉用具サービス計画の変更を行うものとされています。

【モニタリングの流れ】



【心身の状況等に関する変化の把握事項】

項目	詳細(例)
身体状況・ADLの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の改善によって、福祉用具を利用せずに動作ができるようになっていないか。 ・身体機能の悪化によって、当該福祉用具では動作ができなくなっていないか。 (別の福祉用具が必要ではないか。)
意欲・意向等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活意欲等の変化によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。 ・福祉用具に関して利用者からの要望はないか。
家族構成、主介護者の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・家族構成や主介護者の介護力等が変化していないか。 ・福祉用具に関して、家族からの要望はないか。
サービス利用等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用等の状況(外出機会、入浴回数等)によって、福祉用具が適合しなくなっていないか。
住環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具を利用する居室等の住環境が変化し、福祉用具が適合しなくなっていないか。
利用状況の問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・当初の想定通りの頻度で福祉用具が利用されているか(その時に応じて、一定の時刻・一定の時期に、常時等)。 ・使い方に不明点等はないか。 ・誤った使い方や、事故・ヒヤリハット等は発生しなかったか。
福祉用具のメンテナンス状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具は、正常に動作しているか。 ・修理等が必要な箇所はないか。

平成 26 年 3 月版 福祉用具サービス計画作成ガイドラインより抜粋

特定福祉用具販売を行う際の留意事項について 【販売】

特定福祉用具販売については、居宅介護支援事業者が直接給付管理を行うサービスではないため、居宅サービス計画に位置付けることなく、販売事業者と利用申込者との契約のみをもって福祉用具を販売することがあります。

販売事業者におかれましては、福祉用具に関する専門的知識をもつ事業者として、販売の際には以下の点に特にご留意いただき、所属の従業者への周知をお願いします。

(1) 福祉用具サービス計画を作成すること

福祉用具貸与と同様、特定福祉用具販売についても、福祉用具サービス計画を作成しなければなりません。

計画作成に際し、特に以下の点に注意してください。

- ・福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体的に作成すること。
- ・既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。
- ・福祉用具サービス計画の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、同意を得て、計画書(利用計画)の交付を行うこと。
- ・諸記録とともに、完結後2年間保存すること。

(2) 福祉用具サービス計画の説明・同意・交付

特定福祉用具販売は、利用できる限度額も決まっていますので、福祉用具を何度も購入する機会のある利用者は多くありません。また、今まで介護保険のサービスを受けたことがなく、初めて特定福祉用具を購入される利用者もいらっしゃいます。

そのため、利用者が介護保険制度を正しく理解しているとは限りませんので、**利用者又はその家族に対し、重要事項説明書等を用いて、提供する福祉用具の機能や使用方法、価格等の内容を懇切丁寧に説明し、同意を得るとともに、重要事項証明書を交付してください。**

また、利用料の受領方法について、特定福祉用具販売は福祉用具貸与とは異なり法定代理受領サービスではないため、販売事業者への受領委任払でなけれ

ば、利用者はいったん販売事業者に費用全額(10割)を支払わなければならない、利用者は購入後介護保険課給付係へ償還払いの申請を行う必要があります。

利用者が福祉用具貸与のサービスも同時に受けている場合は特に福祉用具貸与との違いについても詳しく説明してください。

(3) 福祉用具専門相談員の身分を証する書類の携行について

訪問系の介護保険サービスでは、運営基準で身分証を必ず携行するよう規定されています。利用者が安心して福祉用具の提供を受けられるようにするための規定ですので、事業所で作成することはもちろん、訪問や接客の際には必ず携行し、利用者又はその家族から求められたときは提示するよう周知してください。

身分証に「事業所の名称、従業者氏名」について記載があるか確認してください。また「職能、顔写真」についても記載、貼付してください。

(4) 使用開始後の点検について

福祉用具貸与と同様、特定福祉用具販売についても福祉用具サービス計画の作成は必要ですが、継続的に保険給付が発生するものではないため、福祉用具サービス計画の見直しやモニタリングについて特に運営基準で規定されているわけではありません。しかし、販売したら終わりではない、ということではなく、運営基準においても、「指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。」また「指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。」とあることから、利用者の求めに応じてアフターサービスやメンテナンスを行う必要があることは福祉用具貸与と変わりありません。販売時にはそうした説明を利用者又はその家族に必ず行ってください。

(5) 同一種目の指定福祉用具の販売について

基本的に、利用者は同一種目の特定福祉用具の購入はできませんが、用途及び機能が異なる場合、破損した場合、介護の程度が著しく高くなった場合等は再度の購入が可能です。

(6) 他のサービスに繋げる必要性がないか検討すること

利用者の生活像によっては、例えば、シャワーチェアを販売・使用するにあたって、訪問介護の入浴介助の必要性について検討するなど、他の介護保険サービスと併用して福祉用具を利用することにより、利用者の日常生活上の便宜が期待できる場合も考えられます。

よって、利用者や家族からは「福祉用具を購入したい」という求め(ニーズ)のみが当初あったとしても、福祉用具専門相談員は他に潜在的に困っていることはないかどうか、利用者の課題分析(アセスメント)を必ず実施し、必要に応じて居宅介護支援事業者に相談し、連携を図るようお願いいたします。

複数の福祉用具を貸与する場合の運用について 【貸与】

第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め下関市に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することが可能となりました。その運用方法については、以下のとおりとなります。

(1) 複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に2つ以上の福祉用具を貸与する場合のことです。複数の捉え方とは、例えば、

1つの契約により2つ以上の福祉用具を貸与する場合

契約数に関わらず2つ以上の福祉用具を貸与する場合

などであり、指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなります。

(2) 減額の対象となる福祉用具の範囲

減額の対象となる福祉用具の範囲は、指定福祉用具貸与事業者等が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができます。

例えば、主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられます。

車いす付属品、 特殊寝台付属品、 床ずれ防止用具、 手すり、
スロープ、 歩行器

(3) 減額する際の利用料の設定方法

既に届け出ている福祉用具の利用料に加えて、新たに減額の対象とする場合の利用料を設定する際は、利用者の状態に応じて適切な福祉用具を選定できるよう、個々の福祉用具に以下の方法で利用料を設定してください。

既に届け出ている福祉用具の利用料（以下、「単品利用料」という。）

減額の対象とする場合の利用料（以下、「減額利用料」という。）

（1つの福祉用具には、同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能です。）

特定の福祉用具を複数組み合わせたもの（いわゆるセット価格）を定めることは認められません。

(4) 減額の規定の整備

複数の福祉用具を貸与する場合、利用料に関する規定を定め、運営規程等に減額を行う旨を記載してください。

(例：同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合の利用料は、別添減額価格表のとおりとする。)

運営規程本文への個別具体的な金額の記載は不要としますが、「単品利用料」と「減額利用料」のいずれについても記載した減額価格表(カタログ)等を作成し、常に利用者等に対して説明可能な状態としておき、利用者間に不合理な価格差を生じさせないようにしてください。

「運営規程」の変更については、変更後10日以内に「指定事項等変更届」及び必要書類を併せて提出してください。

【提出書類】

- ・指定事項等変更届(様式第8号)
- ・運営規程
- ・減額価格表(カタログ)等

(5) 減額利用料の算定等

月の途中において、複数の福祉用具の貸与開始及び中止を行った場合の算定方法は、「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)で示す「月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取り扱いに準じることとします。

「介護報酬に係るQ&A(vol.2)」(平成15年6月30日事務連絡)

Q 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

A 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(6) 利用者への説明

複数の福祉用具の貸与開始或いは中止する場合において変更契約等を行う際には、改めて重要事項説明書や福祉用具サービス計画等にその旨を記載し、これらを用いて利用者又はその家族に対し利用料等の変更内容を説明し、同意を得るとともに、重要事項証明書等を交付してください。

(7) 居宅介護支援事業所等への連絡

複数の福祉用具の貸与開始或いは中止する際の運用を含め、利用料を変更する際は、居宅介護支援事業所等において区分支給限度基準額管理を適正に行えるよう、その都度、必要とする情報を共有してください。

(8) その他留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定いただくようご留意願います。

【参考】

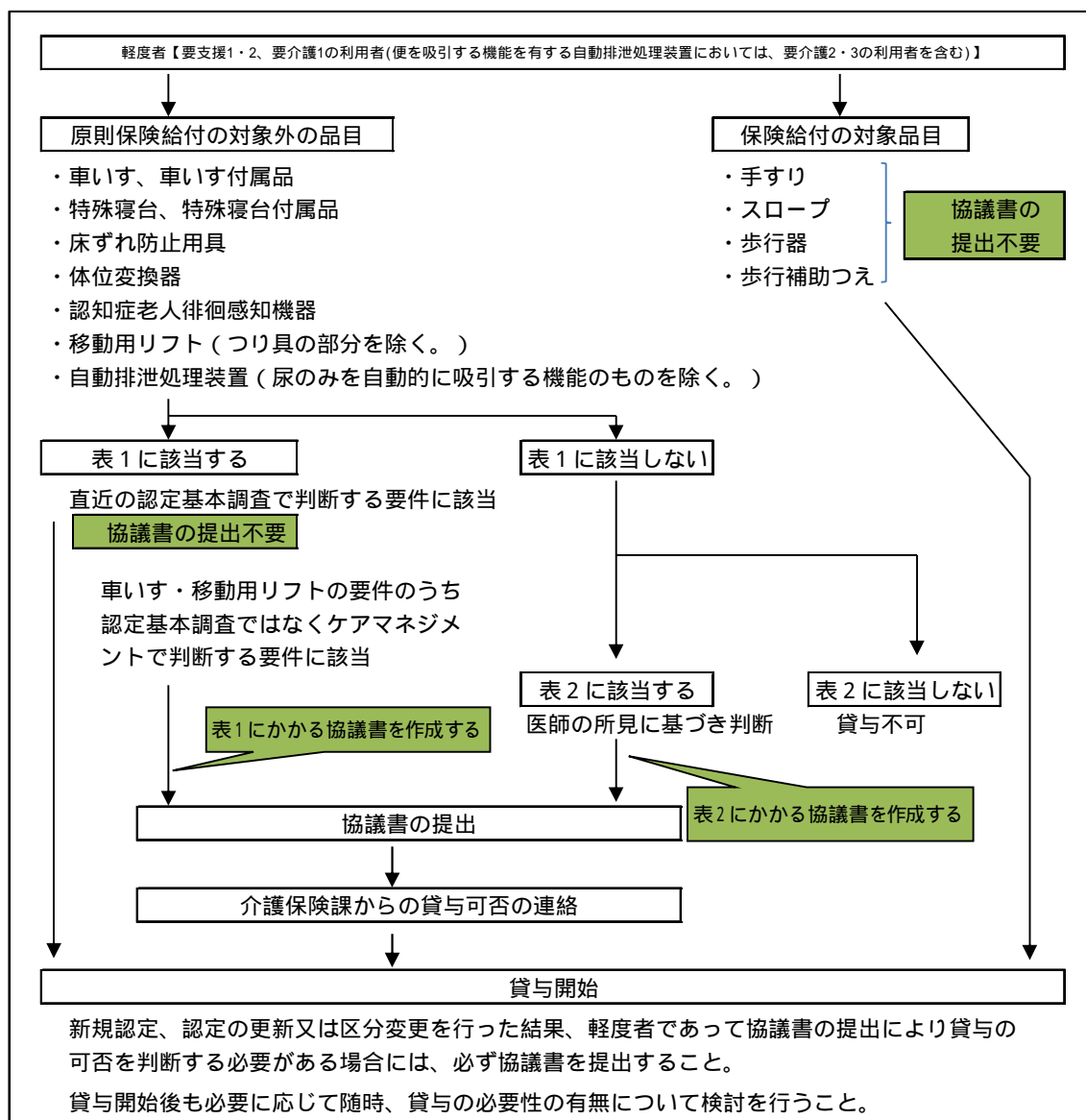
「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」老振発第0327第3号（H27.3.27付）
「下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」
(平成24年12月25日下関市条例第70号)

軽度者に対する福祉用具の例外給付について 【貸与】

軽度者は、その状態像から利用が想定されにくい福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となっています。下関市においては、軽度者に対して原則は保険給付の対象外となっている福祉用具を貸与する場合、「軽度者に対する福祉用具貸与に関する下関市ガイドライン」を策定しており、これを基に保険給付の対象として取り扱います。事業所におかれましては、当該ガイドラインに留意し、十分ご理解の上ご対応いただきますようお願いいたします。

【参考】「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

1 軽度者に対する福祉用具貸与の基本的な考え方



前頁 **原則保険給付の対象外の品目** の算定について

【原則】 軽度者については、対象外種目の福祉用具貸与費は算定不可

【例外】 次のような場合には福祉用具貸与費の算定が可能となります。

認定基本調査の結果により「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出必要なし

■ 主治医の意見とケアマネジメントにより、「厚生労働大臣が定める者」と判断できる場合

車いす及び車いす付属品、(段差の解消を目的とする)移動用リフトのみ

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出が必要

■ 利用者の疾病等が次の状態にある場合

日・時間単位での変動が激しく頻繁に「厚生労働大臣が定める者」に該当する場合

状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者」に該当することが

確実に見込まれる場合

身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者」

に該当すると判断できる場合

「福祉用具貸与に係る協議書」の提出が必要

「厚生労働大臣が定める者」については、次頁の表を参照

■ もしくは ■ に該当する軽度者の場合は、**利用を開始する前に介護支援専門員が介護保険課(事業者係)に「福祉用具貸与に係る協議書」を提出し、承認を得られたものについて福祉用具貸与費の算定が可能**としています。

認定遅れ等により、軽度者に該当するかどうか不明であるが、利用者の身体状況を考慮し、対象外種目の暫定利用を開始する場合は、その時点で介護保険課事業者係への**事前連絡**が必要です。その後、認定結果が判明次第介護保険課事業者係へ連絡の上、必要に応じ「福祉用具貸与に係る協議書」を提出してください。

【福祉用具貸与事業者が確認しておくべき事項】

福祉用具貸与事業者においては、介護支援専門員から要介護認定の認定調査票の内容が確認できる文書を入手した上で、**どの要件(~)に該当するの**か確認し、サービス提供記録と併せて保存してください。

■ もしくは ■ に該当する場合で、介護支援専門員が協議書を**未提出のまま貸与を開始した場合**には、**給付費の返還になる可能性があります。**

平成27年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)

【参考】

単位数表告示 11 - 注4 (予防も同じ) 留意事項通知 第2の9(2)

「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」 厚生労働省告示第95号(H24.3.13付)

「介護保険サービス事業の申請様式等について」その他の様式 下関市ホームページ

【表】「厚生労働大臣が定める者」と具体的な該当要件

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	具体的な該当要件	備考
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者		(2)については、市のガイドラインに沿って協議書(表1)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「できない」	
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者		
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「できない」	
床ずれ防止用具 及び体位変換器	次のいずれかに該当する者		
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「できない」	
認知症老人徘徊 感知機器	次の(1)及び(2)に該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し、介護保険課へ提出
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1(意思の伝達) 「できる」以外 または 基本調査3-2～基本調査3-7(記憶・理解)のいずれか 「できない」 または 基本調査3-8～基本調査4-15(問題行動)のいずれか 「ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合を含む。	
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出 段差解消機以外のリフト(入浴用リフト、立ちあがり補助いす、吊り上げ式リフト)
	(1) 日常的に立ちあがりが困難な者	基本調査1-8(立ちあがり) 「できない」	
	(2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「一部介助」または 「全介助」	
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。)	次のいずれにも該当する者		基本調査項目は該当しないが、医学的所見に基づき前頁の～に該当すると判断できる場合は、市のガイドラインに沿って協議書(表2)を作成し介護保険課へ提出
	(1) 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6(排便) 「全介助」	
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「全介助」	

主治医の意見、医学的見解については、担当の介護支援専門員が聴取した、居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法で差し支えない。

車いす付属品、特殊寝台付属品の取り扱いについて【貸与】

付属品については、本体と一体的に使用するものに限定されています。

よって、以下のような使用例は不適切な事例として保険給付費返還の対象となりますのでご注意ください。

【不適切な事例】

- ・車いす用クッションを普通の椅子や座いすの上に置いて利用する。
- ・オーバーヘッドテーブルを物置（テレビ台）として使用する。
- ・サイドレールを特殊寝台ではなく普通の平ベッドに使用する。

なお、本体（車いす、特殊寝台）については、利用者が既に所有しているものであっても差し支えありませんが、付属品のみを貸与を行う際、その付属品と一体的に使用する本体の機種・型式等を福祉用具サービス計画書（基本情報）「利用している福祉用具」欄に記載してください。

介護保険給付の対象外となる福祉用具の種目について

福祉用具の対象種目は、福祉用具貸与、特定福祉用具販売ともに、厚生労働省告示により列挙されており、それ以外の福祉用具については介護保険の給付とすることができません。しかしながら、「車いす付属品」や「特殊寝台付属品」は、国の通知で「例えば次に掲げるものが該当する」例として示されており、福祉用具の開発や改良により対象種目かどうか判断が難しい福祉用具もあります。

【直近1年間に照会のあった福祉用具】

福祉用具サービス事業者をはじめ、居宅介護支援事業者(ケアマネージャー)や製造事業者から下記の製品についてお問い合わせがありました。

	製品	当市回答	理由・留意事項等	お問い合わせ製品
1	ナースコール連動型徘徊探知機 (有料老人ホームでの使用を想定)	×	貸与種目に該当しない機能(ナースコール)が付随「複合的機能を有する福祉用具」に該当するため給付対象外	00318-000037
2	トイレ座位保持テーブル		「便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの」として福祉用具貸与の「手すり」に該当トイレ等以外で使用する場合は給付対象外	
3	スライディングマット(Sサイズ)		「体位変換器」として	00170-000610
4	スライディングマット(Mサイズ)		「体位変換器」として	00170-000611
5	スライディングマット(Lサイズ)		「特殊寝台付属品」として	

1 この判断は保険者として本市が判断したものであり、全国一律に同様の判断とされているわけではない。

2 製品については概要を示しており、類似品が介護保険の給付対象となるか否かについては、別途判断が必要となります。

【製品に疑義がある場合の取り扱い】

貸与に係る製品については、直接事業者係(下関商工会館4階)にご来庁いただくか、市のホームページに「介護保険制度に係る質問票」の様式を掲載しておりますので、こちらの様式でお問い合わせください。なお、いずれの場合も、参考となるカタログ・パンフレット等を添えていただきますようお願いいたします(現品を拝見させていただく場合もありますが、その際は別途依頼します)。

また、販売に係る製品については、利用者と福祉用具の販売契約を締結する前に、直接給付係(本庁舎3階)にご相談ください。

【参考】「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」厚生省告示第93号(H11.3.31付)

実地指導における指摘事項について

平成26年度に実施した福祉用具貸与、特定福祉用具販売事業所への実地指導における指摘事項のうち、主なものを下表に示しますので、業務の参考とさせていただきます。

項目	指摘事項	指導内容
勤務体制の確保	月ごとの勤務表の様式は整備されていたが、従業者の勤務実績を記入しており、予定の勤務表が作成されていない。	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係が明示された毎月の予定の勤務表を作成すること。
(介護予防)福祉用具貸与計画の作成	福祉用具の品目を追加した事例について、居宅(介護予防)サービス計画の変更は行われていたが、(介護予防)福祉用具貸与計画の変更が行われていない。	居宅(介護予防)サービス計画に沿った(介護予防)福祉用具貸与を行うため、(介護予防)福祉用具貸与計画の変更を確実にすること。
	要介護認定結果の遅れにより、要介護度が判明する前にサービス提供を行う場合、居宅サービス計画については暫定プラン及び本プランが作成されていたが、福祉用具貸与計画については本プランのみ作成されていた。	要介護認定結果の遅れにより、要介護度が不明な場合は、暫定プランを作成しておくこと。認定後、完成した居宅サービスの本プランに沿って見直しを行い、計画内容に変更がなければ、要介護度及び認定期間を追記し、追記した日付も記入の上で暫定プランを本プランに移行させること。
内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書が未作成である。	運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を作成し、内容について利用者又は家族に説明し、同意を得て、当該説明書を交付した上で特定福祉用具販売を実施すること。
軽度者に対する対象外種目の貸与	軽度者に対して、対象外種目を貸与している場合について、当該軽度者の「厚生労働大臣が定める者」への該当性を確認せずに福祉用具貸与費を算定している。	軽度者に係る対象外種目の福祉用具貸与費を算定する際は、当該軽度者を担当する居宅介護支援事業者等から認定調査票の写しの内容が確認できる文書を入手し、「厚生労働大臣が定める者」への該当性を確認すること。